

男鹿市条例第13号

男鹿市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

男鹿市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成17年男鹿市条例第45号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則 1～3 （略）</p>	<p>附 則 1～3 （略） <u>（感染症防疫作業に従事する職員の特殊勤務手当の特例）</u> 4 <u>職員が、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。）から市民等の生命及び健康を保護するために緊急に行われる措置に係る作業であって規則で定めるものに従事したときは、感染症防疫作業に従事する職員の特殊勤務手当を支給する。この場合において、第4条の規定は、適用しない。</u> 5 <u>前項の感染症防疫作業に従事する職員の特殊勤務手当の額は、従事した日1日につき、4,000円を超えない範囲内において、規則で定める。</u></p>
<p>備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。</p>	

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に、改正前の男鹿市職

員の特殊勤務手当に関する条例に規定する業務に従事したことにより支給することとなった特殊勤務手当で、施行日以後に支給するものについては、なお従前の例による。